

答 申

諮問第92号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年12月26日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「保存期間経過による廃棄のため」との理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月10日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った「非開示決定処分を取り消し全て開示せよ」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成22年4月5日付け21監察第71号文書には「適正に行われています」の表示があるため、虚偽でなければ開示請求の通り適正な公函訂正申出書原本があるはずである。

- (2) 保存期間経過により廃棄された関係文書は「公図訂正原本は異なるため適正に行われていない文書」である。
- (3) 従って、適正に行われた関係文書は、もし保存されていないのであれば「作成又は取得していない」に該当しなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

実施機関は、対象公文書を「平成13年3月23日付、和歌山県知事木村良樹申出代理人〇〇〇〇による法務局に対する和歌山市上三毛字東山田地内公図訂正申出書」（以下「法務局への公図訂正申出書」という。）と特定し、その副本は海草振興局建設部で保管していたが、保存期間5年の経過により平成18年12月19日（公文書管理簿による）に支出票とともに廃棄したため、本件処分を行った。和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）への公図訂正申出書は、法務局が公図の訂正を認め、訂正後の地図を備え付けることにより、目的が達せられることから、保存期間の延長の必要はないものである。

2 法務局への公図訂正申出書添付の土地所在図及び異議申立人の主張について

実施機関では、異議申立人の指摘のとおり、法務局への公図訂正申出書の中の承諾書添付の土地所在図と、訂正後の土地所在図原本の一部に異なる所、具体的には、申出時点では開放になっているが、現公図では閉じている3箇所があると考えるが、法務局はこの申出を受理し、処理もなされ完了しているものであるため、適正な申出と判断している。通常、法務局においては現地調査を行う中で、例えば池と水路の境に閉じる線を記載しなければ、池から水路がつながり同じ番地だと解釈される場合もあるため、職

権で追加する場合もある。

実施機関では、適正に事務執行して提出した後、どう訂正するかは法務局の判断であると考えているが、それに対し、異議申立人は自分の主張する承諾書の中に添付されている土地所在図と訂正後の原本の異なる点を捉えて、一緒なものがないといけないという主張で、「適正な」という言葉の意味が、異議申立人と実施機関で異なっているものである。

なお、法務局への公図訂正申出書原本は、法務局に現在も保管されている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、法務局への公図訂正申出書の中の承諾書添付の土地所在図と、訂正後の土地所在図原本の一部には、異なる地点があると指摘するが、通常法務局における事務では現地調査を行う中で職権で変更等を行う場合もあるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

そして、実施機関のこの法務局への公図訂正申出に基づき、訂正後の土地所在図が現に法務局に備えられていることから、実施機関が本件開示請求に対して、法務局への公図訂正申出書を対象公文書とした特定は、妥当性を欠くものではないと判断する。

また、法務局への公図訂正申出書は、法務局が公図の訂正を認め、訂正後の地図を備え付けることにより、目的が達せられることから、保存期間の延長の必要はないものであるとの実施機関の説明は、不自然なことでも不合理なことでもなく、法務局への公図訂正申出書の副本が保存期間5年経過により既に廃棄されたと見ることが相当である旨、当審査会が諮問第62号答申により確認しているものである。

よって、実施機関が保存期間経過により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年6月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年7月25日	○審議
平成25年8月29日	○審議
平成25年11月5日	○実施機関からの説明及び意見の聴取

平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年2月16日	○審議
平成27年3月11日	○審議
平成27年4月10日	○審議
平成27年4月30日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年5月13日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 23 年 12 月 26 日	平成 22 年 4 月 5 日付「21 監察第 71 号「請願書に対する回答について」1. 和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正については、適正に行われています」としているが、当該公図訂正申出書添付承諾書（〇〇、〇〇、理由書以外）に添付している訂正後の土地所在図と法務局提出訂正原本とが一部異っている。適正に行われて、承諾書添付訂正後の土地所在図と全く一致した適正な公図訂正申出書原本の開示。